

野田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を
次のように定める。

令和7年7月4日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会訓令第 2 号

野田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

野田市教育委員会事務決裁規程（昭和 6 2 年野田市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 3 までの規定中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。